

議案第 4 1 号

取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
について

取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 1 5 年条例第 2 3 号）
の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

地方自治法施行規則が改正され，引用する条項の移動が生じることに伴い，所要の
整理を行うため，本条例の一部を改正するものです。

取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成15年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（代理人による申請）</p> <p>第12条 <u>地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定による申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。))の代理人」と、第8条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等(以下「印鑑登録者」という。)」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等(以下「印鑑登録者」という。))の代理人」と、同条第2項及び第10条第1項中「印鑑登録者」とあるのは「印鑑登録者の代理人」と読み替えるものとする。</p>	<p>（代理人による申請）</p> <p>第12条 <u>地方自治法施行規則第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定による申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。))の代理人」と、第8条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等(以下「印鑑登録者」という。)」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等(以下「印鑑登録者」という。))の代理人」と、同条第2項及び第10条第1項中「印鑑登録者」とあるのは「印鑑登録者の代理人」と読み替えるものとする。</p>

付 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 4 2 号

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例について

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 2 号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

児童福祉法の改正等に伴い，条例の基準となっている内閣府令が改正されたことを踏まえ，満 3 歳以上限定小規模保育事業の創設，児童対象性暴力等の防止に関する規定の追加及び理学療法士等を保育士とみなすことができる規定の追加に関して必要な改正を行うため，関係する条例の規定を一括して改正するものです。

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例

(取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者(法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号若しくは同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童)をいう。</p> <p>(4)から(6)まで (略)</p> <p><u>(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 法第6条の3第10項第3号に掲げる事業をいう。</u></p> <p>(7)から(9)まで (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項か</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者(法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童)をいう。</p> <p>(4)から(6)まで (略)</p> <p>(7)から(9)まで (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項か</p>

ら第3項まで並びに付則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2から6まで (略)

7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。))又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と

ら第3項まで並びに付則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2から6まで (略)

7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。))であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る

認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(5)まで (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)

(7)から(11)まで (略)

第1節 小規模保育事業の区分

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)及び小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)とする。

(職員)

第29条 (略)

連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) (略)

第13条 削除

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(5)まで (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7)から(11)まで (略)

第1節 小規模保育事業の区分

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

(職員)

第29条 (略)

- 2 保育士又は地域限定保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。
- (1)及び(2) (略)
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人
- (4) (略)
- 3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
- 4 第2項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。))を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(付則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)又は地域限定保育士による支援を受けることができる体制を

- 2 保育士又は地域限定保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。
- (1)及び(2) (略)
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人
- (4) (略)
- 3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行うときは、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士又は地域限定保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士又は地域限定保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第31条 (略)

2 (略)

- 3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第2項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士又は地域限定保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行うときは、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士又は地域限定保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士又は地域限定保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」

(職員)

第31条 (略)

2 (略)

- 3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」

とあるのは「小規模保育事業 B 型を行う者（第 32 条において準用する次条及び第 26 条において「小規模保育事業者(B 型)」という。）」と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B 型)」と、第 28 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模保育事業所 B 型」と読み替えるものとする。

(利用定員)

第 35 条 小規模保育事業所 C 型は、法第 6 条の 3 第 10 項第 1 号の規定にかかわらず、その利用定員を 6 人以上 10 人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第 44 条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第 2 項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(付則第 7 条又は第 8 条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)
又は地域限定保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行うときは、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士又は地域限定保育士(前項ただし書の

とあるのは「小規模保育事業 B 型を行う者（第 32 条において準用する次条及び第 26 条において「小規模保育事業者(B 型)」という。）」と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B 型)」と、第 28 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模保育事業所 B 型」と、同条第 4 号中「次号並びに第 33 条第 4 号及び第 5 号」とあるのは「第 32 条において準用する次号」と読み替えるものとする。

(利用定員)

第 35 条 小規模保育事業所 C 型は、法第 6 条の 3 第 10 項の規定にかかわらず、その利用定員を 6 人以上 10 人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第 44 条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

規定による支援を行う保育士又は地域限定保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第 47 条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第 2 項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士又は地域限定保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行うときは、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士又は地域限定保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士又は地域限定保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第 48 条 第 24 条から第 26 条まで及び第 28 条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第 47 条第 1 項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第 48 条において準用する次条及び第 26 条において「小規模型事業所内保育

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第 47 条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第 48 条 第 24 条から第 26 条まで及び第 28 条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第 47 条第 1 項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第 48 条において準用する次条及び第 26 条において「小規模型事業所内保育

事業者」という。)」と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第 28 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第 1 号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第 4 号において同じ。)」と読み替えるものとする。

付 則

(連携施設に関する経過措置)

第 3 条 家庭的保育事業者等(満 3 歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認めるときは、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日から起算して 15 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第 6 条 保育の需要に応ずるに足る保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第 29 条第 2 項各号又は第 44 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となるときは、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士又は地域限定保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士又は地域限定保育士の数が 1 人となるとき

事業者」という。)」と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第 28 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第 1 号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第 48 条において準用する第 4 号において同じ。)」と、同条第 4 号中「次号並びに第 33 条第 4 号及び第 5 号」とあるのは「第 48 条において準用する次号」と読み替えるものとする。

付 則

(連携施設に関する経過措置)

第 3 条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認めるときは、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日から起算して 15 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第 6 条 保育の需要に応ずるに足る保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 29 条第 2 項各号又は第 44 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となるときは、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者

は、当該保育士又は地域限定保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 付則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。))において、開所時間を通じて必要となる保育士又は地域限定保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士又は地域限定保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士又は地域限定保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士又は地域限定保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)又は地域限定保育士を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士又は地域限定保育士の数の3分の2以上置かなければならない。

を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 付則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。))において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上置かなければならない。

(取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章及び第2章（略） 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節及び第2節（略） 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条～第52条) 第4章（略） 付則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(5)まで（略） (6) <u>満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業を除く。)</u> をいう。 (6)の2 <u>満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業に限る。)</u> をいう。 (7)から(11)まで（略） (11)の2 <u>教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。</u> (11)の3 <u>満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u> (11)の4 <u>保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。</u>	目次 第1章及び第2章（略） 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節及び第2節（略） 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条) 第4章（略） 付則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(5)まで（略） (6) <u>小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。</u> (7)から(11)まで（略）

<p>(12)から(22)まで (略)</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)から(29)まで (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 及び 5 (略)</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>	<p>(12)から(22)まで (略)</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)から(29)まで (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 及び 5 (略)</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>
--	---

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2 及び 3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 及び (2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 教育認定子ども 77,101円

(イ) 満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2 及び 3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 及び (2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7

<p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>5 及び 6 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」と</p>	<p>7,101円)</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>5 及び 6 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下<u>この号及び次号</u>におい</p>
---	--

<p>いう。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第10項の規定による公示がされたものを含む。))である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)は、<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供するときは、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前項の規定により特別利用保育を提供するときは、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた</p>	<p>て「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)は、<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供するときは、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前項の規定により特別利用保育を提供するときは、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号に掲</u></p>
---	---

法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合にあっては、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第 2 号」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「満 3 歳以上保育認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第 36 条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)は、満 3 歳以上保育認定子どもに対し特別利用教育を提供するときは、法第 34 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなければならない。

げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定められた法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合にあっては、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第 36 条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)は、法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用教育を提供するときは、法第 34 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守し

2 特定教育・保育施設は、前項の規定により特別利用教育を提供するときは、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合にあっては、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「満3歳以上

なければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の規定により特別利用教育を提供するときは、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合にあっては、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認

保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第1節 利用定員に関する基準

第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。))を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業
法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第1節 利用定員に関する基準

第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。))に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 39 条 (略)

2 特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は、利用の申込みに係る法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第 43 条第 1 項を除く。)において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前 2 項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 39 条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満 3 歳未満保育認定子

自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるときは、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の

どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるときは、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その

<p>内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)により特定地域型保育(法第7条第7項第2号に規定する満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。)の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、<u>第37条第2項第2号に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども</u>に限る。第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 から 6 まで (略)</p> <p>7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)<u>又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設<u>又は事業所</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>8 <u>満3歳以上限定小規模保育事業者は、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p>9 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準</p>	<p>他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、<u>第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子ども</u>に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 から 6 まで (略)</p> <p>7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>8 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準</p>
---	---

第 37 条第 1 号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第 42 条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

10 事業所内保育事業（第 37 条第 2 項の規定により定める利用定員が 20 人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第 1 項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第 1 号及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。

11 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（付則第 5 条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 1 項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

12 （略）

（利用者負担額等の受領）

第 43 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 から 6 まで （略）

第 37 条第 1 号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第 42 条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

9 事業所内保育事業（第 37 条第 2 項の規定により定める利用定員が 20 人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第 1 号及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。

10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（付則第 5 条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

11 （略）

（利用者負担額等の受領）

第 43 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 から 6 まで （略）

<p>(運営規程)</p> <p>第 46 条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第 39 条第 2 項及び第 3 項に規定する選考の方法を含む。)</p> <p>(8)から(11)まで (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 47 条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 49 条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 50 条 第 8 条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第 46 条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第 39 条第 2 項に規定する選考の方法を含む。)</p> <p>(8)から(11)まで (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 47 条 特定地域型保育事業者は、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 49 条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 50 条 第 8 条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について</p>
---	---

準用する。この場合において、第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第 14 条第 1 項中「施設型給付費(法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 50 条において準用する第 19 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 19 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第 23 条中「運営規程」とあるのは「第 46 条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と、第 25 条中「第 33 条の 10 第 1 項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園(認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けたもの及び同条第 10 項の規定による公示がされたものを含む。)である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)」とあるのは「第 33 条の 10 第 1 項各号」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第 51 条 特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)は、教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供するときは、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、前項の規定により特別利用地域型保育を提供するときは、当該特別利用地域型保育に係る教育認

準用する。この場合において、第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第 14 条第 1 項中「施設型給付費(法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 50 条において準用する第 19 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 19 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第 23 条中「運営規程」とあるのは「第 46 条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第 51 条 特定地域型保育事業者は、法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供するときは、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、前項の規定により特別利用地域型保育を提供するときは、当該特別利用地域型保育に係る法第 1

定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及

9条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づ

び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)は、教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供するときは、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合

き、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

にあつては、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

(特定利用地域型保育の基準)

第 52 条 特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)は、満 3 歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供するときは、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育に係る満 3 歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども(第 51 条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者(満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる満 3 歳以上保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の市町村が定める額」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 3

第 52 条 特定地域型保育事業者は、法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供するときは、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育に係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の市町村が定める額」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号

<p>0 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。))に係る第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」とする。</p> <p>付 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第 5 条 特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。))は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認めるときは、<u>第 42 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して 15 年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</u></p>	<p>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども(令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」とする。</p> <p>付 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第 5 条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。))は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認めるときは、<u>第 42 条第 1 項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して 15 年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</u></p>
--	---

(取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和 7 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第 13 条 (略)</p> <p><u>(児童対象性暴力等の防止)</u></p> <p><u>第 13 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)第 2 条第 2 項に規定</u></p>	<p>第 13 条 (略)</p>

<p><u>する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)</u>を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	
---	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定及び第3条の規定は、令和8年12月25日から施行する。
(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日)
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第 4 3 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

路線番号	起点（番地先）	延長（m）	幅員	最大（m）
	終点（番地先）			最小（m）
1-4755	白山一丁目乙 1027 番 7	34. 43		4. 01
	白山一丁目 2 番 5			4. 00
1-4756	新町二丁目 3 番 5	24. 44		6. 72
	新町二丁目 3 番 6			6. 69
1-4757	新町二丁目 15 番	65. 06		2. 56
	新町二丁目 3 番 9			2. 49

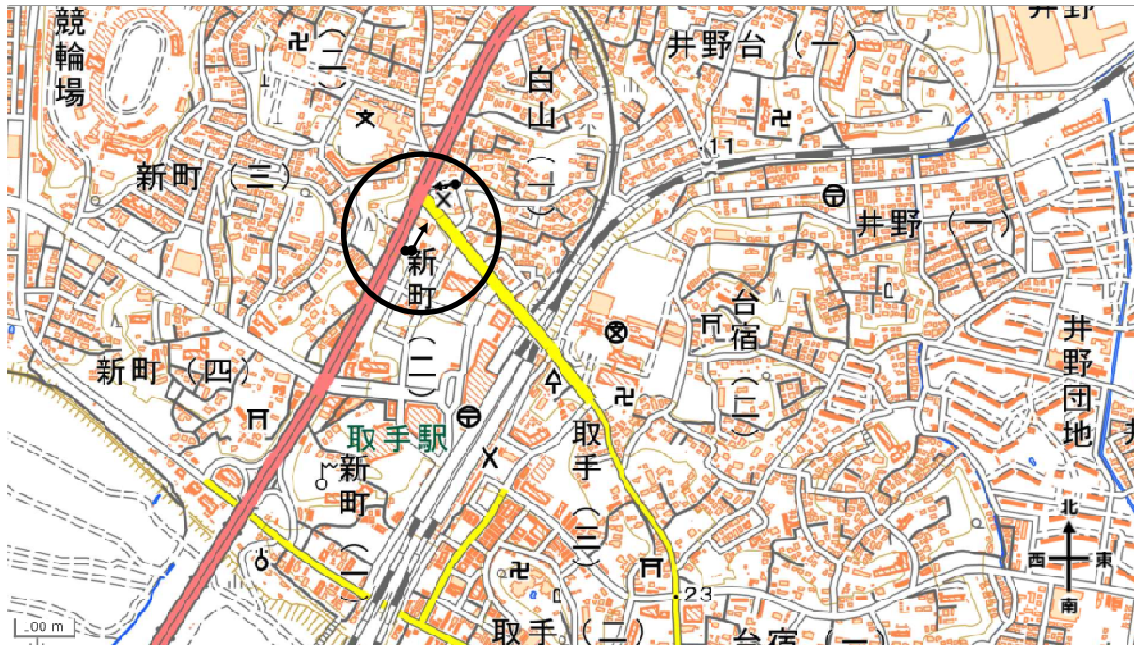
令和 8 年 9 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

取手駅北土地地区画整理事業により整備された道路について、当該道路を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

位置図



地理院地図を加工して作成

認定図



地理院地図を加工して作成

凡例			
起点 ● ・ 終点 →			
路線番号	延長 (m)	幅員 (m)	線種
1-4755	34.43	4.00～4.01	●——→
1-4756	24.44	6.69～6.72	●.....→
1-4757	65.06	2.49～2.56	●---→

議案第 4 4 号

市道路線の変更について

市道路線を次のとおり変更することについて、道路法第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

路線番号		起点（番地先）	延長(m)	幅員	最大(m)
		終点（番地先）			最小(m)
2-4590	変更前	小浮気 140 番 1	212. 30		6. 00
		小浮気 134 番 2			4. 00
	変更後	小浮気 140 番 1	291. 35		6. 01
		小浮気 134 番 2			4. 00

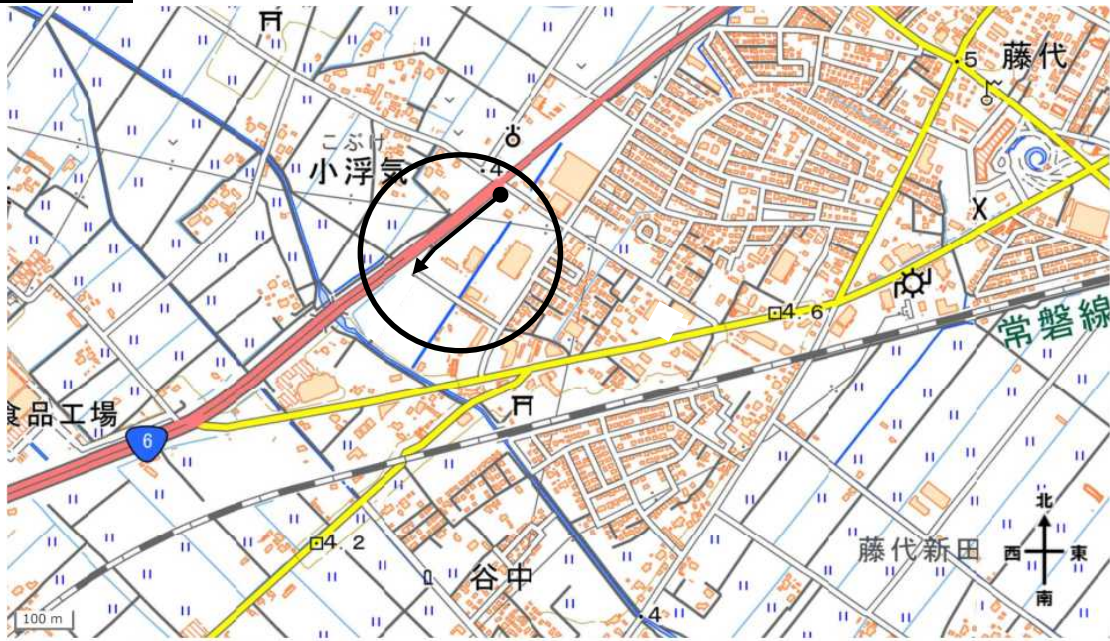
令和 8 年 9 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

開発行為により道路形態が変更されたものについて、当該路線を変更するため、議会の議決を求めるものです。

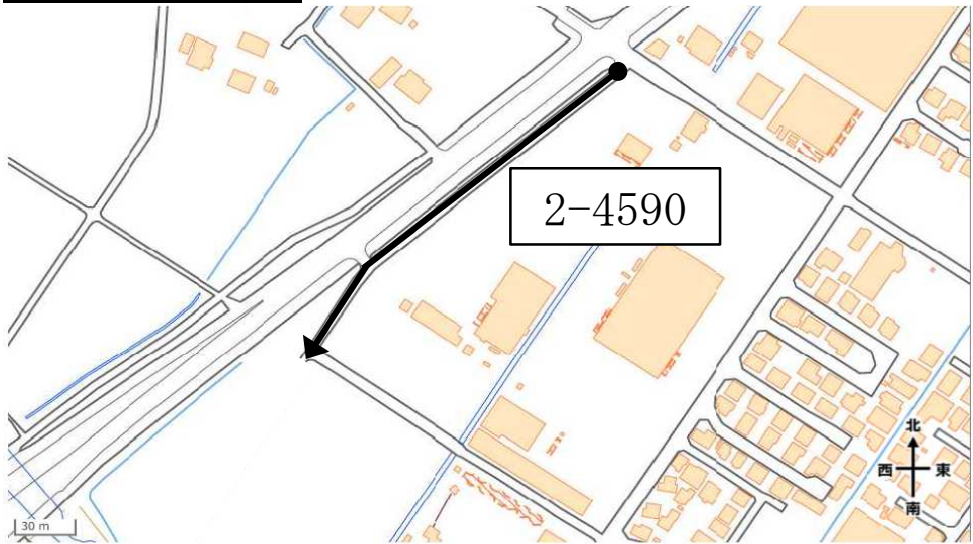
位置図



地理院地図を加工して作成

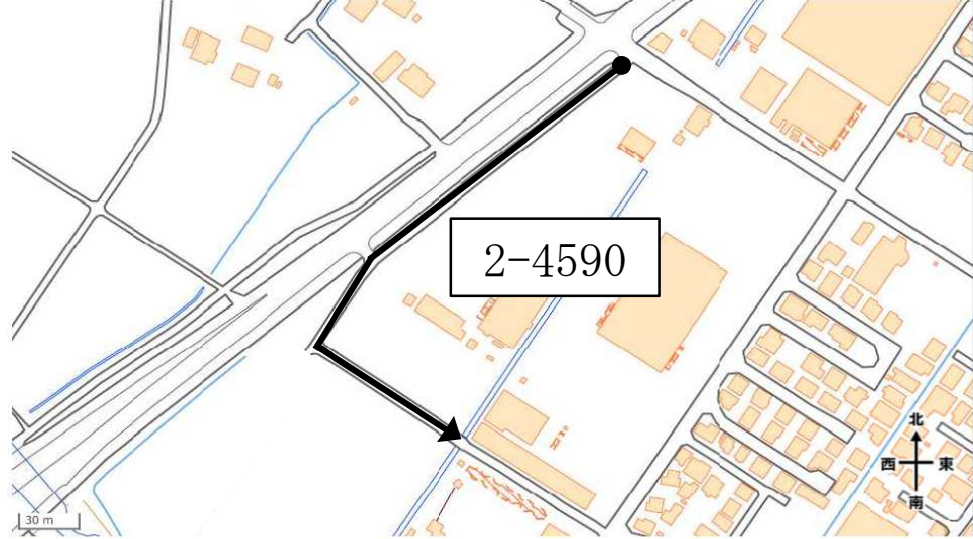
凡例	
起点	● ・ 終点 →

変更図（変更前）



地理院地図を加工して作成

変更図（変更後）



地理院地図を加工して作成

凡例				
起点 ● ・ 終点 →				
路線番号	延長 (m)		幅員 (m)	
2-4590	変更前	212.30	変更前	4.00～6.00
	変更後	291.35	変更後	4.00～6.01

議案第 4 5 号

令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 2 4, 1 2 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 1, 2 7 6, 2 3 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		9,470,000	97,325	9,567,325
	1 地方交付税	9,470,000	97,325	9,567,325
15 国庫支出金		7,981,350	114,233	8,095,583
	1 国庫負担金	7,013,119	25,906	7,039,025
	2 国庫補助金	944,510	88,327	1,032,837
16 県支出金		3,344,666	745	3,345,411
	1 県負担金	2,272,491	29	2,272,520
	2 県補助金	836,621	716	837,337
18 寄附金		3,004,310	5,000	3,009,310
	1 寄附金	3,004,310	5,000	3,009,310
19 繰入金		4,280,320	△80,743	4,199,577
	1 特別会計繰入金	5,855	34,347	40,202
	2 基金繰入金	4,274,465	△115,090	4,159,375
20 繰越金		500,000	995,327	1,495,327
	1 繰越金	500,000	995,327	1,495,327
21 諸収入		558,523	11,236	569,759
	6 雑入	387,327	11,236	398,563
22 市債		1,801,400	81,000	1,882,400
	1 市債	1,801,400	81,000	1,882,400
歳入合計		50,052,109	1,224,123	51,276,232

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		10,185,794	978,697	11,164,491
	1 総 務 管 理 費	9,154,609	975,232	10,129,841
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	406,278	3,465	409,743
3 民 生 費		20,175,030	106,370	20,281,400
	1 社 会 福 祉 費	9,086,866	106,370	9,193,236
7 土 木 費		4,969,067	115,376	5,084,443
	3 都 市 計 画 費	3,505,219	115,376	3,620,595
8 消 防 費		1,994,816	3,388	1,998,204
	1 消 防 費	1,994,816	3,388	1,998,204
9 教 育 費		5,441,587	20,292	5,461,879
	1 教 育 総 務 費	1,023,665	4,003	1,027,668
	2 小 学 校 費	1,616,025	15,000	1,631,025
	5 社 会 教 育 費	1,489,762	1,289	1,491,051
歳 出 合 計		50,052,109	1,224,123	51,276,232

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	福祉施設照明器具LED化事業	99,200

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
デマンド型交通実証運行事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	21,762
小中学校校舎等照明器具ＬＥＤ化事業	令和 8 年度から 令和 1 2 年度まで	444,900

(変 更)

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
福祉施設照明器具ＬＥＤ化事業	令和 8 年度から 令和 1 1 年度まで	600	令和 8 年度から 令和 1 2 年度まで	600
屋外照明器具ＬＥＤ化事業	令和 8 年度から 令和 1 8 年度まで	492,390	令和 8 年度から 令和 1 9 年度まで	492,390

第 4 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市 道 整 備 事 業	407,400	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	427,600	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
小 学 校 施 設 整 備 事 業	426,800				438,000			
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業	182,500				205,300			
脱 炭 素 化 推 進 事 業	68,500				95,300			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	9,470,000	97,325	9,567,325
15 国庫支出金	7,981,350	114,233	8,095,583
16 県支出金	3,344,666	745	3,345,411
18 寄附金	3,004,310	5,000	3,009,310
19 繰入金	4,280,320	△80,743	4,199,577
20 繰越金	500,000	995,327	1,495,327
21 諸収入	558,523	11,236	569,759
22 市債	1,801,400	81,000	1,882,400
歳入合計	50,052,109	1,224,123	51,276,232

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	10,185,794	978,697	11,164,491	666				978,031
3 民生費	20,175,030	106,370	20,281,400	55,308	26,800	6,080		18,182
7 土木費	4,969,067	115,376	5,084,443	59,004	43,000	8,060		5,312
8 消防費	1,994,816	3,388	1,998,204			3,040		348
9 教育費	5,441,587	20,292	5,461,879		11,200	3,800		5,292
歳出合計	50,052,109	1,224,123	51,276,232	114,978	81,000	20,980		1,007,165

2 歳 入

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地 方 交 付 税	9,470,000	97,325	9,567,325	1 地 方 交 付 税	97,325	・ 普通交付税 97,325 増
計	9,470,000	97,325	9,567,325			

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	7,013,119	25,906	7,039,025	1 社会福祉費負担金	25,906	・ 自立支援補装具費負担金（過年度） 203 ・ 自立支援給付費負担金（過年度） 22,085 ・ 自立支援医療給付費負担金（過年度） 3,618
計	7,013,119	25,906	7,039,025			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	113,219	40,096	153,315	5 物価高騰対応重点 支援地方創生臨時 交 付 金	40,096	・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 40,096
4 土木費国庫補助金	339,952	48,231	388,183	1 市道整備事業費 補 助 金	27,500	・ 防災・安全交付金（生活空間の安全確保分） 27,500 増
				6 公共交通事業費補 助 金	20,731	・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 20,731
計	944,510	88,327	1,032,837			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	2,248,185	29	2,248,214	1 社会福祉費負担金	29	・ 自立支援医療給付費負担金（過年度） 29
計	2,272,491	29	2,272,520			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

5 土木費県補助金	10,146	50	10,196	3 都市計画総務費補 助 金	50	・ 地域公共交通利用促進等事業助成金 50
7 総務費県補助金	0	666	666	1 総 務 費 補 助 金	666	・ 感震ブレーカー設置促進事業補助金 666
計	836,621	716	837,337			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

2 総 務 費 寄 附 金	3,003,100	5,000	3,008,100	1 総 務 費 寄 附 金	5,000	・ 企業版ふるさと納税寄附金 5,000 増
---------------	-----------	-------	-----------	---------------	-------	------------------------

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
計	3,004,310	5,000	3,009,310			

(款) 19 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

1 国民健康保険事業 特別会計繰入金	1	12,480	12,481	1 国民健康保険事業 特別会計繰入金	12,480	・国民健康保険事業特別会計繰入金 12,480 増
2 後期高齢者医療 特別会計繰入金	100	10,137	10,237	1 後期高齢者医療 特別会計繰入金	10,137	・後期高齢者医療特別会計繰入金 10,137 増
3 介護保険特別会計 繰入金	5,754	11,730	17,484	1 介護保険特別会計 繰入金	11,730	・介護保険特別会計繰入金 11,730 増
計	5,855	34,347	40,202			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金 繰入金	829,548	△136,492	693,056	1 財政調整基金 繰入金	△136,492	・財政調整基金繰入金 136,492 減
3 みどりの基金 繰入金	2,003	3,060	5,063	1 みどりの基金 繰入金	3,060	・みどりの基金繰入金 3,060 増
4 公共施設整備基金 繰入金	172,112	6,040	178,152	1 公共施設整備基金 繰入金	6,040	・公共施設整備基金繰入金 6,040 増
5 学校施設整備基金 繰入金	118,526	3,800	122,326	1 学校施設整備基金 繰入金	3,800	・学校施設整備基金繰入金 3,800 増
6 ふるさと取手応援 基金繰入金	2,517,915	8,502	2,526,417	1 ふるさと取手応援 基金繰入金	8,502	・ふるさと取手応援基金繰入金 8,502 増
計	4,274,465	△115,090	4,159,375			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	500,000	995,327	1,495,327	1 前 年 度 繰 越 金	995,327	・前年度繰越金 995,327 増
計	500,000	995,327	1,495,327			

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

5 雑 入	185,365	11,236	196,601	5 民 生 費 雑 入	7,266	・障害者福祉センターあけぼの指定管理料精算金 (過年度) 1,413
-------	---------	--------	---------	-------------	-------	--

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 雑 入						・ ネーミングライツ料 1,670 ・ 生活困窮者自立相談支援委託料精算金（過年度） 543 ・ んくもり学習支援業務委託料精算金（過年度） 144 ・ ひきこもり相談支援業務委託料精算金（過年度） 71 ・ 成年後見制度中核機関運営委託料精算金（過年度） 1,283 ・ とりでファミリー・サポート・センター事業委託料精算金（過年度） 732 ・ ウェルネスプラザ利益還元金 1,410
				6 衛 生 費 雑 入	3,970	・ 取手北相馬休日夜間緊急診療所運営委託料精算金（過年度） 3,970
計	387,327	11,236	398,563			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

4 土 木 債	453,000	20,200	473,200	1 市 道 整 備 事 業 債	20,200	・ 市道整備事業債 20,200 増
6 教 育 債	721,200	11,200	732,400	1 小 学 校 施 設 整 備 事 業 債	11,200	・ 小学校施設整備事業債 11,200 増
8 緊急自然災害防止対策事業債	182,500	22,800	205,300	1 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 債	22,800	・ 緊急自然災害防止対策事業債 22,800 増
10 脱炭素化推進事業債	68,500	26,800	95,300	1 脱 炭 素 化 推 進 事 業 債	26,800	・ 脱炭素化推進事業債 26,800 増
計	1,801,400	81,000	1,882,400			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明		
		特定財源			一般財源	区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他						
4 財政管理費	20,196 (4,503,336) (4,523,532)				20,196	24 積立金	20,196	21 ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費		20,196 増
					20,196			積立金 ・ふるさと取手応援基金積立金		(20,196 増) 20,196 増
11 災害対策費	1,000 (109,165) (110,165)	666			334	18 負担金、 補助及び 交付金	1,000	22 災害対策に要する経費		1,000 増
		666			334			負担金、補助及び交付金 ・感震ブレーカー設置補助金		(1,000 増) 1,000
14 財政調整 基金費	827,036 (282,721) (1,109,757)				827,036	24 積立金	827,036	20 財政調整基金積立金		502,954 増
					502,954			積立金 ・財政調整基金積立金		(502,954 増) 502,954 増
								21 減債基金積立金		324,082 増
					324,082			積立金 ・減債基金積立金		(324,082 増) 324,082 増

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
15 諸費	127,000				127,000	22 償還金、 利子及び 割引料	127,000	33 過年度国庫支出金等過誤納返還金 償還金、利子及び割引料 ・ 過年度国庫支出金等過誤納返還金	127,000 増 (127,000 増) 127,000 増
	(1,432,890)								
	(1,559,890)								
項計	975,232 (9,154,609) (10,129,841)	666			974,566				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	3,465				3,465			
	(406,176)							
	(409,641)				3,465	12 委託料	3,465	5 戸籍・住民基本台帳事務に要する経費 3,465 増
								委託料 (3,465 増) ・ 戸籍情報システム振り仮名市町村長記録対応業務委託料 3,465
項計	3,465 (406,278) (409,743)				3,465			
款計	978,697 (10,185,794) (11,164,491)	666			978,031			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
1 社会福祉 総務費	3,354 (1,231,894) (1,235,248)			3,080 諸収入	274	14 工事請負費	3,354	42 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費 3,354 増	
				3,080	274			工事請負費 (3,354) ・音響設備設置工事 3,354	
2 障害者 福祉費	31,645 (3,083,099) (3,114,744)	38,261 国庫支出金	14,200	1,545 繰入金	△22,390	12 委託料 18 負担金、 補助及び 交付金	15,745 15,900	26 障害者施設の管理運営に要する経費 15,745 増	
		29 県支出金	14,200	1,545				(1) 障害者福祉施設LED照明改修事業に要する経費 15,745 増	
			14,200	1,545				委託料 (15,745 増) ・障害者福祉施設照明LED化ESCO事業委託料 15,745 増	
		25,935			△25,935			33 自立支援に要する経費	
		22,085			△22,085			(1) 介護給付費等に要する経費	
								財源充当の変更	
		3,647			△3,647			(2) 自立支援医療に要する経費	
								財源充当の変更	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 老 人 福 祉 費					27, 541			・ 介護保険特別会計繰出金 7, 875 増
								72 後期高齢者医療特別会計繰出金 27, 541 増
								繰出金 (27, 541 増) ・ 後期高齢者医療特別会計繰出金 27, 541 増
項 計	106, 370 (9, 086, 866) (9, 193, 236)	55, 308	26, 800	6, 080	18, 182			
款 計	106, 370 (20, 175, 030) (20, 281, 400)	55, 308	26, 800	6, 080	18, 182			

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画 総務費	42,715 (534,264) (576,979)	31,454			11,211			
		国庫支出金						
		50						
		県支出金						
		31,504			11,211	10 需用費	319	25 都市交通政策の推進に要する経費 42,715 増
		20,781			8,134	4 印刷製本費	319	(1) 都市交通政策の推進に要する経費 28,915 増
						12 委託料	28,596	
						18 負担金、補助及び交付金	13,800	需用費 (319 増) 印刷製本費 319 委託料 (28,596 増) ・デマンド型交通システム構築・運用委託料 22,953 ・デマンド型交通車両運行委託料 5,643
		10,723			3,077			(3) 物価高騰に伴う交通事業者支援事業に要する経費 13,800

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 都市計画 総務費								負担金、補助及び交付金 (13,800) ・ 地域公共交通等支援事業補助金 13,800
4 街路 事業費	50,000 (185,173) (235,173)	27,500 国庫支出金	20,200		2,300	14 工事請負費	50,000	22 都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線に要する 経費 50,000 増 工事請負費 (50,000 増) ・ 道路改良工事 50,000 増
		27,500	20,200		2,300			
5 都市 排水費	22,880 (282,343) (305,223)		22,800		80	12 委託料	22,880	21 樋管の維持管理に要する経費 22,880 増 委託料 (22,880 増) ・ 添排水樋管改修工事実施設計業務委託料 22,880
			22,800		80			
7 公園 緑地費	8,957 (306,315) (315,272)			5,000 寄附金 3,060 繰入金 8,060	897 897	17 備品購入費	8,957	27 公園維持管理に要する経費 8,957 増 備品購入費 (8,957) ・ 草刈用トラクター 8,957

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
8 西口都市 整 備 事 業 費	△9,176 (606,339) (597,163)				△9,176	27 繰 出 金	△9,176	20 取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金 9,176 減 繰出金 (9,176 減) ・取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金 9,176 減
					△9,176			
項 計	115,376 (3,505,219) (3,620,595)	59,004	43,000	8,060	5,312			
款 計	115,376 (4,969,067) (5,084,443)	59,004	43,000	8,060	5,312			

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1 常備 消防費	3,388 (1,836,019) (1,839,407)			3,040 繰入金 3,040	348 348	14 工事請負費	3,388	22 消防庁舎の管理運営に要する経費 3,388 増
								工事請負費 (3,388) ・受変電設備改修工事 3,388
項 計	3,388 (1,994,816) (1,998,204)			3,040	348			
款 計	3,388 (1,994,816) (1,998,204)			3,040	348			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 事務局費	4,003 (650,589) (654,592)				4,003				
					4,003	11 役 務 費	395	5 総務事務に要する経費	4,003 増
						1 通 信 運 搬 費	254	役務費 (395 増) 通信運搬費 254 増 手数料 141 償還金、利子及び割引料 (3,608) ・行政財産使用料還付金 3,580 ・還付加算金 28	
						4 手 数 料	141		
						22 償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料	3,608		
項 計	4,003 (1,023,665) (1,027,668)				4,003				

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

3 学 校 建 設 費	15,000 (636,580) (651,580)		11,200	3,800 繰入金				
			11,200	3,800		12 委 託 料	15,000	21 小学校施設整備に要する経費 15,000 増
								委託料 (15,000) ・擁壁改修工事実施設計業務委託料 15,000
項 計	15,000 (1,616,025) (1,631,025)		11,200	3,800				

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
4 文 化 財 保 護 費	1,289				1,289			
	(58,364)							
	(59,653)							
					1,289	11 役 務 費	1,135	24 埋蔵文化財調査・整理に要する経費 1,289 増
					4 手 数 料	1,135		
					13 使用料及び 賃 借 料	154		役務費 (1,135 増) 手数料 1,135 増 使用料及び賃借料 (154 増) ・ 市内遺跡確認緊急調査機器賃借料 154 増
項 計	1,289 (1,489,762) (1,491,051)				1,289			
款 計	20,292 (5,441,587) (5,461,879)		11,200	3,800	5,292			
歳出合計	1,224,123 (50,052,109) (51,276,232)	114,978	81,000	20,980	1,007,165			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和 8年度提出分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
福祉施設照明器具ＬＥＤ化事業	600			8-12	600				600
屋外照明器具ＬＥＤ化事業	492, 390			8-19	492, 390				492, 390
デマンド型交通実証運行事業	21, 762			8- 9	21, 762				21, 762
小中学校校舎等照明器具ＬＥＤ 化事業	444, 900			8-12	444, 900		391, 500		53, 400
合 計	959, 652				959, 652		391, 500		568, 152

地方債の前々年度及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末	前年度末	当該年度中増減見込み		当該年度末
	現在高	現在高	当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	現在高見込額
1. 普通債	21,124,151	24,184,890	2,827,300	2,194,571	24,817,619
(1) 総務債	128,548	111,572		16,976	94,596
(2) 民生債	264,923	308,839	115,400	28,361	395,878
(3) 衛生債	15,348	83,070	3,700	5,627	81,143
(4) 農林水産業債	130,281	120,612	24,900	18,511	127,001
(5) 商工債	22,880	49,202	28,500	2,958	74,744
(6) 土木債	1,823,983	2,111,546	717,100	231,350	2,597,296
(7) 消防債	632,578	614,296	108,100	99,752	622,644
(8) 教育債	3,580,833	5,449,877	732,400	398,198	5,784,079
(9) 合併特例債	12,621,645	11,604,808		1,161,676	10,443,132
(10) 災害復旧債	8,778	6,933		1,845	5,088
(11) 緊急防災・減災事業債	543,768	2,222,022	550,800	113,612	2,659,210
(12) 全国防災事業債	67,167	62,968		4,203	58,765
(13) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	722,177	683,032		48,236	634,796
(14) 緊急自然災害防止対策事業債	196,498	355,446	325,700	25,117	656,029
(15) 公共施設等適正管理推進事業債	189,944	213,647	68,700	26,351	255,996
(16) 脱炭素化推進事業債	165,200	158,420	95,300	11,798	241,922
(17) 防災対策事業債	9,600	16,100			16,100
(18) こども・子育て支援事業債		12,500	1,800		14,300
(19) デジタル活用推進事業債			54,900		54,900
2. 減税補てん債	51,730	16,216		16,216	
3. 臨時財政対策債	18,082,715	16,246,125		1,797,278	14,448,847
4. 減収補てん債	728,610	668,781		59,030	609,751
5. 調整債	154,560	144,480		10,080	134,400
6. 災害援護資金貸付債	7,521	5,700			5,700
合 計	40,149,287	41,266,192	2,827,300	4,077,175	40,016,317

議案第 4 6 号

令和 8 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰 入 金		606,339	△9,176	597,163
	1 他 会 計 繰 入 金	606,339	△9,176	597,163
5 繰 越 金		1,100	9,176	10,276
	1 繰 越 金	1,100	9,176	10,276
歳 入 合 計		769,793		769,793

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事 業 費		306,066		306,066
	2 総 務 費	121,784		121,784
歳 出 合 計		769,793		769,793

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	606,339	△9,176	597,163
5 繰越金	1,100	9,176	10,276
歳入合計	769,793		769,793

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	306,066		306,066			△9,176	9,176
歳出合計	769,793		769,793			△9,176	9,176

2 歳 入

(款) 4 繰入金 (項) 1 他会計繰入金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一 般 会 計 繰 入 金	606,339	△9,176	597,163	1 一 般 会 計 繰 入 金	△9,176	・一般会計繰入金 9,176 減
計	606,339	△9,176	597,163			

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	1,100	9,176	10,276	1 前 年 度 繰 越 金	9,176	・前年度繰越金 9,176 増
計	1,100	9,176	10,276			

3 歳 出

(款) 1 事業費 (項) 2 総務費 (単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 総 務 費	0 (121,784) (121,784)			△9,176 繰入金	9,176			2 一般職人件費
			△9,176	9,176				
項 計	0 (121,784) (121,784)			△9,176	9,176			
款 計	0 (306,066) (306,066)			△9,176	9,176			
歳出合計	0 (769,793) (769,793)			△9,176	9,176			

議案第 4 7 号

令和 8 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 0 , 8 3 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 , 5 8 8 , 3 2 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県 支 出 金		6,758,258	2,946	6,761,204
	1 県 補 助 金	6,758,258	2,946	6,761,204
7 繰 越 金		1	107,884	107,885
	1 繰 越 金	1	107,884	107,885
歳 入 合 計		9,477,497	110,830	9,588,327

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基 金 積 立 金		172,743	97,428	270,171
	1 基 金 積 立 金	172,743	97,428	270,171
6 諸 支 出 金		16,224	13,402	29,626
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	16,223	922	17,145
	2 繰 出 金	1	12,480	12,481
歳 出 合 計		9,477,497	110,830	9,588,327

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県 支 出 金	6,758,258	2,946	6,761,204
7 繰 越 金	1	107,884	107,885
歳 入 合 計	9,477,497	110,830	9,588,327

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 基 金 積 立 金	172,743	97,428	270,171				97,428
6 諸 支 出 金	16,224	13,402	29,626				13,402
歳 出 合 計	9,477,497	110,830	9,588,327				110,830

2 歳 入

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	6,756,758	2,946	6,759,704	2 特 別 交 付 金	2,946	・ 特定健診等負担金 (過年度) 2,946
計	6,758,258	2,946	6,761,204			

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	1	107,884	107,885	1 そ の 他 繰 越 金	107,884	・ 前年度繰越金 107,884 増
計	1	107,884	107,885			

3 歳 出

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 財政調整基金積立金	97,428 (172,743) (270,171)				97,428	24 積立金	97,428	
				97,428	75 財政調整基金積立金			97,428 増
					積立金 ・ 財政調整基金積立金			(97,428 増) 97,428 増
項 計	97,428 (172,743) (270,171)				97,428			
款 計	97,428 (172,743) (270,171)				97,428			

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

2 償還金	922 (1) (923)				922 922	22 償還金、 利子及び 割引料	922	75 国庫金等返還金 922 増 償還金、利子及び割引料 (922 増) ・ 国庫金等返還金 922 増
項 計	922 (16,223) (17,145)				922			

(款) 6 諸支出金

(項) 2 繰出金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
1 一般会計繰出金	12,480 (1) (12,481)				12,480	27 繰出金	12,480	75 国民健康保険一般会計繰出金	12,480 増
					繰出金 ・一般会計繰出金			(12,480 増) 12,480 増	
項 計	12,480 (1) (12,481)				12,480				
款 計	13,402 (16,224) (29,626)				13,402				
歳出合計	110,830 (9,477,497) (9,588,327)				110,830				

議案第 4 8 号

令和 8 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 7, 6 7 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 4 8 8, 7 7 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰 入 金		2, 111, 228	27, 541	2, 138, 769
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2, 111, 228	27, 541	2, 138, 769
4 繰 越 金		600	10, 137	10, 737
	1 繰 越 金	600	10, 137	10, 737
歳 入 合 計		4, 451, 095	37, 678	4, 488, 773

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4, 178, 788	27, 541	4, 206, 329
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4, 178, 788	27, 541	4, 206, 329
3 諸 支 出 金		3, 800	10, 137	13, 937
	2 繰 出 金	100	10, 137	10, 237
歳 出 合 計		4, 451, 095	37, 678	4, 488, 773

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	2,111,228	27,541	2,138,769
4 繰越金	600	10,137	10,737
歳入合計	4,451,095	37,678	4,488,773

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	4,178,788	27,541	4,206,329			27,541	
3 諸支出金	3,800	10,137	13,937				10,137
歳出合計	4,451,095	37,678	4,488,773			27,541	10,137

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 保 険 基 盤 安 定 対 策 費 繰 入 金	1,843,475	27,541	1,871,016	1 保 険 基 盤 安 定 対 策 費 繰 入 金	27,541	・ 医療給付費負担分繰入金 27,541 増
計	2,111,228	27,541	2,138,769			

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	600	10,137	10,737	1 前 年 度 繰 越 金	10,137	・ 前年度繰越金 10,137 増
計	600	10,137	10,737			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
1 後期高齢者医療 広域連合納付金	27,541 (4,178,788) (4,206,329)			27,541 繰入金		18 負担金、 補助及び 交付金	27,541	75 後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費	27,541 増
					負担金、補助及び交付金 ・ 医療給付費納付金			(27,541 増) 27,541 増	
項 計	27,541 (4,178,788) (4,206,329)			27,541					
款 計	27,541 (4,178,788) (4,206,329)			27,541					

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 他 会 計 繰 出 金	10,137 (100) (10,237)				10,137			
					10,137	27 繰 出 金	10,137	75 後期高齢者医療一般会計繰出金 10,137 増
								繰出金 (10,137 増) ・一般会計繰出金 10,137 増
項 計	10,137 (100) (10,237)				10,137			

(款) 3 諸支出金

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
款 計	10,137				10,137			
	(3,800)							
	(13,937)							
歳出合計	37,678			27,541	10,137			
	(4,451,095)							
	(4,488,773)							

議案第 4 9 号

令和 8 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 0 , 7 9 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 , 2 5 9 , 1 1 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		2,058,935	16,331	2,075,266
	1 国庫負担金	1,687,229	12,600	1,699,829
	2 国庫補助金	371,706	3,731	375,437
4 支払基金交付金		2,591,207	25,538	2,616,745
	1 支払基金交付金	2,591,207	25,538	2,616,745
5 県支出金		1,424,085	19,437	1,443,522
	1 県負担金	1,349,801	17,105	1,366,906
	3 県補助金	74,283	2,332	76,615
7 繰入金		1,943,902	△262,066	1,681,836
	1 一般会計繰入金	1,588,092	7,875	1,595,967
	2 基金繰入金	355,810	△269,941	85,869
8 繰越金		28,610	281,553	310,163
	1 繰越金	28,610	281,553	310,163
歳入合計		10,178,323	80,793	10,259,116

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		9,344,713	63,000	9,407,713
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	8,655,408		8,655,408
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	228,641		228,641
	3 そ の 他 の 諸 費	9,029		9,029
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	227,694	63,000	290,694
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	37,644		37,644
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	186,297		186,297
4 基 金 積 立 金		2,164	6,063	8,227
	1 基 金 積 立 金	2,164	6,063	8,227
5 諸 支 出 金		79,364	11,730	91,094
	2 繰 出 金	5,754	11,730	17,484
歳 出 合 計		10,178,323	80,793	10,259,116

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	2,058,935	16,331	2,075,266
4 支払基金交付金	2,591,207	25,538	2,616,745
5 県支出金	1,424,085	19,437	1,443,522
7 繰入金	1,943,902	△262,066	1,681,836
8 繰越金	28,610	281,553	310,163
歳入合計	10,178,323	80,793	10,259,116

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	9,344,713	63,000	9,407,713	29,705		△236,528	269,823
4 基金積立金	2,164	6,063	8,227	6,063			
5 諸支出金	79,364	11,730	91,094				11,730
歳出合計	10,178,323	80,793	10,259,116	35,768		△236,528	281,553

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費負担金	1,687,229	12,600	1,699,829	1 現 年 度 分	12,600	・ 介護給付費負担金 12,600 増
計	1,687,229	12,600	1,699,829			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 地域支援事業交付金 (介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業)	50,468	3,731	54,199	2 過 年 度 分	3,731	・ 介護予防・日常生活支援総合事業交付金 3,731
計	371,706	3,731	375,437			

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	2,523,073	25,538	2,548,611	1 現 年 度 分	17,010	・ 第2号被保険者保険料 17,010 増
				2 過 年 度 分	8,528	・ 第2号被保険者保険料 8,528
計	2,591,207	25,538	2,616,745			

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	1,349,801	17,105	1,366,906	1 現 年 度 分	7,875	・ 介護給付費負担金 7,875 増
				2 過 年 度 分	9,230	・ 介護給付費負担金 9,230
計	1,349,801	17,105	1,366,906			

(款) 5 県支出金

(項) 3 県補助金

1 地域支援事業交付金 (介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業)	31,541	2,332	33,873	2 過 年 度 分	2,332	・ 介護予防・日常生活支援総合事業交付金 2,332
計	74,283	2,332	76,615			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	1,168,089	7,875	1,175,964	1 現 年 度 分	7,875	・ 介護給付費繰入金 7,875 増
計	1,588,092	7,875	1,595,967			

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費準備 基金繰入金	355,810	△269,941	85,869	1 介護給付費準備 基金繰入金	△269,941	・介護給付費準備基金繰入金 269,941 減
計	355,810	△269,941	85,869			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	28,610	281,553	310,163	1 前 年 度 繰 越 金	281,553	・前年度繰越金 281,553 増
計	28,610	281,553	310,163			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 居宅介護サービス給付費	0 (3,689,400) (3,689,400)	4,806		△90,217	80,970			75 居宅介護サービス給付費に要する経費
				繰入金 4,441				
		4,806		諸収入 △85,776	80,970			財源充当の変更
2 地域密着型介護サービス給付費	0 (972,000) (972,000)			△33,120	33,120			75 地域密着型介護サービス給付費に要する経費
				繰入金				
				△33,120	33,120			財源充当の変更
3 施設介護サービス給付費	0 (3,448,140) (3,448,140)	4,424		△107,670	99,159			75 施設介護サービス給付費に要する経費
				繰入金 4,087				
		4,424		諸収入 △103,583	99,159			財源充当の変更
4 居宅介護福祉用具購入給付費	0 (14,700) (14,700)			△475	475			75 居宅介護福祉用具購入給付費に要する経費
				繰入金				
				△475	475			

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 地域密着型介護予防サービス給付費	0 (1,001) (1,001)			△61 繰入金	61			75 地域密着型介護予防サービス給付費に要する経費
			△61	61	財源充当の変更			
3 介護予防福祉用具購入給付費	0 (3,996) (3,996)			△102 繰入金	102			75 介護予防福祉用具購入給付費に要する経費
			△102	102	財源充当の変更			
4 介護予防住宅改修給付費	0 (18,408) (18,408)			△631 繰入金	631			75 介護予防住宅改修給付費に要する経費
			△631	631	財源充当の変更			
5 介護予防サービス計画給付費	0 (33,966) (33,966)			△1,110 繰入金	1,110			75 介護予防サービス計画給付費に要する経費
			△1,110	1,110				

(款) 2 保険給付費		(項) 2 介護予防サービス等諸費						(単位 千円)
目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
5 介護予防 サービス 計 画 給 付 費								財源充当の変更
項 計	0 (228,641) (228,641)			△7,141	7,141			

(款) 2 保険給付費		(項) 3 その他の諸費						
1 審査支払手数料	0 (9,029) (9,029)			△272 繰入金	272			
				△272	272			75 審査支払手数料に要する経費
								財源充当の変更
項 計	0 (9,029) (9,029)			△272	272			

(款) 2 保険給付費		(項) 4 高額介護サービス等費						
1 高額介護サービス費	63,000 (227,484) (290,484)	12,600 国庫支出金		694 繰入金	24,821			
		7,875 県支出金		17,010 諸収入				
		20,475		17,704	24,821	18 負担金、補助及び交付金	63,000	75 高額介護サービス費に要する経費 63,000 増
								負担金、補助及び交付金 (63,000 増) ・ 高額介護サービス費 63,000 増

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス等費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 高額介護 予 防 サービ ス 費	0 (210) (210)			△5 繰入金 △5	5 5			75 高額介護予防サービス費に要する経費
								財源充当の変更
項 計	63,000 (227,694) (290,694)	20,475		17,699	24,826			

(款) 2 保険給付費

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

1 高額医療 合算介護 サービス 費	0 (37,620) (37,620)			△1,266 繰入金 △1,266	1,266 1,266			75 高額医療合算介護サービス費に要する経費 財源充当の変更
2 高額医療 合算介護 予防 サービス 費	0 (24) (24)			△1 繰入金 △1	1 1			75 高額医療合算介護予防サービス費に要する経費 財源充当の変更

(款) 2 保険給付費

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
項 計	0 (37,644) (37,644)			△1,267	1,267			

(款) 2 保険給付費

(項) 6 特定入所者介護サービス等費

1 特定入所者介護サービス費	0 (186,120) (186,120)			△7,018 繰入金	7,018			75 特定入所者介護サービス費に要する経費 財源充当の変更
				△7,018	7,018			
2 特定入所者介護予防サービス費	0 (177) (177)			△4 繰入金	4			75 特定入所者介護予防サービス費に要する経費 財源充当の変更
				△4	4			
項 計	0 (186,297) (186,297)			△7,022	7,022			
款 計	63,000 (9,344,713) (9,407,713)	29,705		△236,528	269,823			

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 介護給付 費準備基 金積立金	6,063 (2,164) (8,227)	3,731 国庫支出金 2,332 県支出金 6,063				24 積 立 金	6,063	75 介護給付費準備基金積立金 積立金 (6,063 増) ・介護給付費準備基金積立金 6,063 増
項 計	6,063 (2,164) (8,227)	6,063						
款 計	6,063 (2,164) (8,227)	6,063						

(款) 5 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計繰出金	11,730 (5,754) (17,484)				11,730			
					11,730	27 繰出金	11,730	75 介護保険一般会計繰出金 11,730 増 繰出金 (11,730 増) ・一般会計繰出金 11,730 増
項 計	11,730 (5,754) (17,484)				11,730			

(款) 5 諸支出金

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
款 計	11,730 (79,364) (91,094)				11,730			
歳出合計	80,793 (10,178,323) (10,259,116)	35,768		△236,528	281,553			

報告第 7 号

令和 7 年度取手市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度取手市健全化判断比率に監査委員の審査意見を付して報告する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和7年度取手市健全化判断比率を下記のとおり報告する。

記

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	－ %	－ %	6.2 %	17.1 %
早期健全化基準	12.00 %	17.00 %	25.0 %	350.0 %

備考

- (1) 健全化判断比率については、暫定の数値（速報値）である。
- (2) 健全化判断比率の項目のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の欄については、取手市の実質赤字額及び連結実質赤字額がいずれもないことから、「－」を記載している。

認定第 1 号

令和 7 年度取手市一般会計決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度取手市一般会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

令和 8 年 9 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

認定第 2 号

令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

令和 8 年 9 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

認定第 3 号

令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

令和 8 年 9 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

認定第 4 号

令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

令和 8 年 9 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

認定第 5 号

令和 7 年度取手市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度取手市介護保険特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

令和 8 年 9 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

認定第 6 号

令和 7 年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度取手市競輪事業特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

令和 8 年 9 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

認定第 7 号

令和 7 年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度取手地方公平委員会特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

令和 8 年 9 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

同意案第 3 号

取手市教育委員会委員の選任に関する同意について

取手市教育委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 櫻 井 由 子（さくらい よしこ）

令和 8 年 9 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名 櫻 井 由 子（さくらい よしこ）
生年月日 昭和 3 8 年 3 月 1 0 日（6 3 歳）
住 所 取手市桑原

学 歴

昭和 6 0 年 3 月 北海道教育大学小学校教員養成課程卒業

職 歴

昭和 6 0 年 4 月 牛久市立中根小学校 教諭
平成 7 年 4 月 茨城県立竜ヶ崎南高等学校 非常勤講師
平成 1 6 年 4 月 茨城県立取手第一高等学校 非常勤講師
平成 1 8 年 4 月 茨城県立取手第二高等学校 常勤講師
平成 2 4 年 1 月 国土地理院 基本図情報部地名情報課 非常勤職員
平成 2 7 年 1 月 国立大学法人筑波大学 数理物質エリア支援室
非常勤職員
令和 7 年 4 月 学校法人つくば開成学園つくば開成高等学校守谷校
非常勤講師 現在に至る

その他の経歴

平成 1 4 年 1 0 月 取手市民生委員児童委員 現在に至る
平成 2 0 年 4 月 取手市立取手第二中学校学校評議員
平成 2 6 年 4 月 茨城県男女共同参画推進員 現在に至る
平成 2 7 年 4 月 取手市青少年相談員 現在に至る
取手市男女共同参画審議会委員 現在に至る
取手市行政改革推進委員会委員
平成 2 8 年 4 月 茨城県明日の茨城を考える女性フォーラム副委員長
平成 3 0 年 4 月 取手市教育委員会委員 現在に至る
令和 4 年 1 月 取手市総合計画審議会委員 現在に至る
令和 4 年 4 月 法務省水戸保護観察所 保護司 現在に至る

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、島田 三郎氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏 名 島 田 三 郎（しまだ さぶろう）

令和 8 年 9 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名 島 田 三 郎（しまだ さぶろう）
生年月日 昭和 3 1 年 7 月 9 日（7 0 歳）
住 所 取手市新町

学 歴

昭和 5 4 年 3 月 日本大学文理学部国文学科卒業

職 歴

昭和 5 4 年 4 月 利根町立布川小学校 講師
昭和 5 7 年 4 月 利根町立文小学校 講師
昭和 5 8 年 4 月 取手市立取手第一中学校 教諭
平成 4 年 4 月 藤代町立宮和田小学校 教諭
平成 1 0 年 4 月 藤代町教育委員会事務局 指導主事
平成 1 7 年 4 月 取手市立藤代小学校 教頭
平成 2 1 年 4 月 守谷市立黒内小学校 教頭
平成 2 5 年 4 月 取手市立井野小学校 校長
平成 2 7 年 4 月 取手市立取手東小学校 校長
平成 2 9 年 3 月 取手市立取手東小学校退職

その他の経歴

平成 2 9 年 4 月 取手市特別青少年相談員
平成 2 9 年 4 月 社会福祉法人絆^{ばんめい}明会（水彩館運営法人）評議員
現在に至る
平成 3 1 年 4 月 水戸家庭裁判所所属家事調停委員 現在に至る
令和 2 年 1 0 月 人権擁護委員 現在に至る